

令和7年度猪名川町インフルエンサーを活用した プロモーション業務委託に係る仕様書

1. 委託業務の名称

令和7年度猪名川町インフルエンサーを活用したプロモーション業務委託

2. 委託業務の目的

本町は令和4年度から、全国に本町の魅力を広く発信することで、知名度の向上や定住人口、交流人口、関係人口の増加を目指し「#猪名川町を知ってもらおう大作戦」を掲げて取り組んでいます。令和7年度は、町制施行70周年また、大阪・関西万博開催の年でもあるため、さらに多くの方に本町の魅力を周知したいと考えています。

そこで、町制施行70周年でもある令和7年度も猪名川町へインフルエンサーを招聘し、現地で体感した魅力を発信してもらうため、「インフルエンサーを活用したプロモーション業務」（以下、「業務」という。）を展開することとし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募します。

3. 委託業務の内容

(1) インフルエンサーの招聘及び情報発信

県内地域資源の価値をより多くの人へ訴求するため、ソーシャルメディアにおいて一定の影響を持つインフルエンサーを4組以上招聘し、本町の魅力をインフルエンサーならではの視点で以下のとおり発信すること。

ア 親善大使の起用

本町親善大使アキナをインフルエンサー招聘の1組とすること。

- ・キャスティング費用は、アキナ所属事務所担当者の連絡先を本町より提供するため、所属事務所と受託者で協議のうえ提案すること。

イ インフルエンサーの選定

インフルエンサーの選定においては、以下の条件を満たすこと。

- ・SNSでのフォロワー数が5,000人以上有すること。
- ・若年層からの支持を得ていること
- ・「歴史系」「旅（観光）系」「グルメ」「行政情報」など、趣味嗜好における特定分野で一定の支持層を持つKOL（キー・オピニオン・リーダー）として、ファンコミュニティを形成していること
- ・野外で活発的に活動ができること
- ・本業務の目的を理解し、本町のPRに協力的であること

ウ 情報発信

選定したインフルエンサーは以下のとおり本町において体感・実感した魅力などを自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

- ・訪問場所・日時については、被招聘者ごとの特性や意向及び時期を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること
- ・被招聘者の本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること
- ・訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を

行うこと

- ・被招聘者は招聘先訪問後、体感した猪名川町の魅力を自身が有するソーシャルメディアにて原則として動画投稿もしくは写真投稿を合わせて計2回以上の投稿をすること。なお、訪問先等への投稿許諾関係は受託者又は被招聘者が行うこと。
- ・本事業周知として、本町が同行し撮影した写真及び動画をホームページ及び本町公式SNSでの配信を行う承諾を得ること。
- ・発信する動画投稿および写真投稿の公開期間は、1年以上とすること。
- ・起用する被招聘者と委託者の関係を明示するなど、ステルスマーケティング防止対策を具体的に講じること。

(2) 広告の配信

インフルエンサーのフォロワーに限らず、猪名川町を知ってもらえる機会として、ターゲットを絞ったSNS広告の配信を行うこと。

(3) その他効果的な取り組み

受託者の特色を活かした、プロモーションビデオの作成など本町の認知度を高めるための取り組みを行うこと。

(4) 効果の検証

投稿後のインサイト情報を四半期ごと及びその他町が提出を求めた際には速やかにすべての投稿についてのインサイト情報を報告すること。報告方法については、委託者と受託事業者との間で協議を行う。

4. 事業実施上の留意事項

(1) 特記事項

① 作成にあつての留意事項

- ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ウ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- エ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- オ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託業務に要する画像

① 画像の撮影

画像は季節や天候、制作スケジュール等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。ただし、適当な画像が撮影できなかった場合等には、委託者と協議の上、委託者及び受託者が所有している画像や借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は、委託者が提供する画像を除き、受託者にて行うこと。

② 収集画像及び撮影画像に係る関係団体等への使用許諾の確認

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像について、本事業の主旨や活用方

法・期間・掲載場所（WEB 連動掲載ページも含む）などを必ず説明の上、関係団体等に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

(3) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、本業務の処理をするうえで知りえた個人情報及び秘密を本業務の目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理をすることとする。

(5) 著作権等

- ① 本業務を通じて著作権や特許などの知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者に帰属するものとする。また、今回撮影・編集した動画、画像等について一切の権利は、委託者に帰属するものとし、受託者の許可なく無償で使用することとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。
- ② 本町親善大使アキナについては、本町と所属事務所及び受託者において別途協議の上決定するものとする。

(6) 自主的な情報収集

受託事業者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有益な提案を積極的に行うこと。

(7) 利用規約の順守

各種SNSサイト等を活用する場合については、該当サイトの利用規約を順守すること。

(8) 協議事項

仕様書に定めのない事項または本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、委託者と受託事業者との間で協議を行う。協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。